

**セゾン・バンガード・グローバルバランスファンドの
純資産総額が 600 億円を突破
～設定来 72 カ月資金流入継続中～**

2013 年 3 月 8 日
セゾン投信株式会社

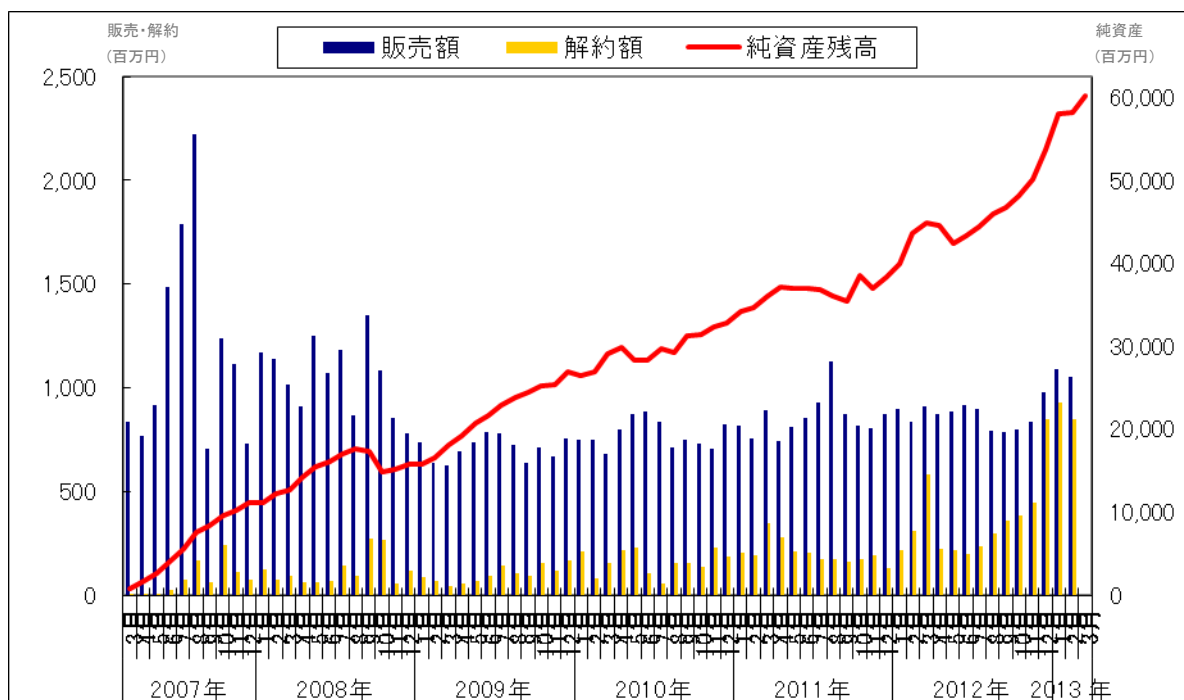
セゾン投信株式会社 (URL: <http://www.saison-am.co.jp/> 本社: 東京都豊島区 代表取締役社長: 中野晴啓) は設定、運用、販売する投資信託「セゾン・バンガード・グローバルバランスファンド」の純資産総額が 600 億円を突破したことをお知らせします。

運用資産総額(2013 年 3 月 8 日現在)

ファンド名	純資産総額
セゾン・バンガード・グローバルバランスファンド	602.64 億円

セゾン・バンガード・グローバルバランスファンドは、バンガードの 8 本のインデックスファンドに投資するファンド・オブ・ファンズ。世界 30 カ国以上の株式と 10 カ国以上の債券に分散投資でき、世界経済の成長を捉えて安定したリターンを得ることを目指しています。 http://www.saison-am.co.jp/fund_g/index.html

設定来の純資産総額と資金流入の推移



本件に関するお問合せ

セゾン投信株式会社 お客様窓口

TEL : 03-3988-8668 (9:00~17:00 土日祝・年末年始を除く)

■ この資料は、勧誘を目的とした、セゾン投信の提供する「販売用資料」ではありません。また、金融商品取引法に基づく、開示書類でもありません。したがって投資信託の購入、売却、あるいは保有を推奨するものではありません。

■ 情報については、その正確性、信頼性、安全性等について保証するものではありません。過去のパフォーマンスは、将来のパフォーマンスを推測する指標ではありません。

■ この情報に関する一切の権利、義務は、その情報提供者（以下「情報提供者」）に帰属します。この情報の内容は、情報提供者の事由により変更されることがあります。

■ このメッセージに掲載された情報に基づく判断については、閲覧者ご自身の責任の下に行うこととし、万一このメッセージの情報により、閲覧者が損失を被ったとしても、セゾン投信株式会社、ならびにその情報提供者はいかなる損害に対しても一切の責任を負うものではありません。

■ 投資信託の取得を希望される方は、必ず投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分お読みいただき、お客様自身にて判断いただきますようお願いいたします。

当社のファンドに係るリスクについて

当社の運用、販売するファンド（以下、当ファンド）はファンド・オブ・ファンズであり、主として投資信託証券に投資を行います。当ファンドは、株式や公社債を実質的な主要投資対象としており、株式や公社債の投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また当ファンドは外貨建資産に投資し、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受け、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」や「為替変動リスク」、「カントリーリスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」などがあります。

※ 詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

<セゾン・バンガード・グローバルバランスファンド>

◆ 申込時に係る費用

申込手数料はかかりません。

◆ 解約時に係る費用

解約手数料はかかりません。なお、解約受付日の翌々営業日の基準価額に対して0.1%の信託財産留保額が控除されます。

◆ 保管期間中に間接的にご負担いただく費用

信託報酬

ファンドの純資産総額に年 0.4935%（税抜 0.47%）の率を乗じて得た額とします。その他投資対象である投資信託証券において信託報酬がかかります。当該信託報酬も間接的に受益者の方にご負担いただく費用となりますので、実質的な信託報酬は、年 0.74% ±0.03%（概算）となります。

※ファンドの規模に応じて変動する場合があります。

その他費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（有価証券の売買の際に発生する手数料や、有価証券の保管に要する費用等を含む）、監査報酬（消費税含む）、立替金の利息等が信託財産の中から差し引かれます。なお、当該その他費用については、運用状況により変動するものであり、事前に計算方法、上限額等を示すことが出来ません。

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

以上